



平成 27 年 11 月 30 日

各 位

上場会社名 株式会社日本製鋼所  
代表者 代表取締役社長 佐藤 育男  
(コード番号 5631)  
問合せ先責任者 総務部長 菊地 宏樹  
(TEL 03-5745-2001)

上場会社名 株式会社名機製作所  
代表者 代表取締役社長 村上 博司  
(コード番号 6280)  
問合せ先責任者 取締役管理本部長 八幡 龍太郎  
(TEL 0562-48-2111)

## 株式会社日本製鋼所による株式会社名機製作所の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

株式会社日本製鋼所（以下、「日本製鋼所」といいます。）と株式会社名機製作所（以下、「名機製作所」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、平成 28 年 3 月 1 日を効力発生日として、日本製鋼所を株式交換完全親会社、名機製作所を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本株式交換に関する株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を両社間で締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、日本製鋼所については、会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また名機製作所については、平成 28 年 2 月 2 日開催予定の名機製作所の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成 28 年 3 月 1 日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、名機製作所の普通株式は株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）市場第二部において平成 28 年 2 月 25 日に上場廃止（最終売買日は平成 28 年 2 月 24 日）となる予定です。

### 記

#### 1. 本株式交換の目的

日本製鋼所は“ものづくり”を基盤とする会社として、電力、石油、天然ガス等、エネルギーに関わる諸製品を柱とする素形材・エネルギー事業、樹脂機械を中心に幅広く産業機械をラインアップする産業機械事業をグローバルに展開しております。平成 27 年度を初年度とする 3 ヶ年の中期経営計画「JGP2017」を策定し、顧客のバリューチェーンの要衝においてトップシェアを目指す『グローバル&ニッチトップ企業グループへの飛躍』を目標に、「現有事業の収益力拡大」、「新製品・新規事業の育成・早期戦力化」、「グループ経営の強化とアライアンスの推進」を基本方針として、事業活動を推進しております。

名機製作所は射出成形機を日本で初めて開発したパイオニアとして『世界の顧客が感動する製品の創造、そしてオンリーワン商品の創造』を使命とし、市場ニーズに適応した事業をグローバル展開しております。

日本製鋼所及び名機製作所は平成 20 年 10 月、射出成形機事業における両社の補完を目的として資本業務提携契約を締結し、さらに平成 22 年 2 月、第三者割当増資による名機製作所の連結子会社化により、資本関係強化を図ってまいりました。また、汎用機を主力とする日本製鋼所と特定アプリケーション向け大型機を主力とする名機製作所が、両社の独自性を維持しつつ業務提携の枠組みの中で各々の営業基盤を相互活用することにより、量産機及び受注生産機、さらに小型機から超大型機までの幅広い顧客ニーズへ対応することが可能となっております。また、名機製作所の工場稼働率の向上、技術・開発力の共同利用、資材の共同調達、人材交流等を推進することで、より技術性の高い製品開発やコストダウンを図ってまいりました。これらの対応の結果、名機製作所の業績は自動車関連向けの大型射出成形機を軸に回復基調となっております。

しかしながら、日本製鋼所及び名機製作所を取り巻く経営環境は、中国・東南アジア等の新興国における経済成長の鈍化とともに競争が激化しており、両社の主力市場である自動車業界においてはデザインの差別化、環境対応、自動運転対応をキーワードに技術の高度化・多様化が求められている状況にあります。

日本製鋼所としては中期経営計画の方針の一つである「グループ経営の強化とアライアンスの推進」に則り、意思決定の迅速化や機動的な経営判断、経営資源の有効配分が必要であり、名機製作所の持つ、顧客ニーズにいち早く対応できる開発・営業・サービス機能をこれまで以上に有効かつ効率的に活用していくことが重要であると考えておりました。また、名機製作所においては、顧客の高度かつ多様な要求に応え、将来の安定的な事業展開、売上規模の維持拡大を図るためには、主力製品の自動車ランプ製造分野の従来技術の伸長に加えて、保有する油圧技術・プレス技術を生かしつつ、日本製鋼所との連携をより深耕し、第 2、第 3 の柱となる新製品を育成、積極的に市場を創造・拡大していくことが急務であると考えておりました。

こうした中、日本製鋼所と名機製作所は、平成 27 年 2 月末頃から、日本製鋼所からの申し出を契機として、両社の企業価値をさらに向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。

その結果、日本製鋼所と名機製作所との協力体制をより強固なものとして更なるシナジー効果を生み出し、日本製鋼所が中期経営計画で掲げる“「総合射出機事業グループ」として電動・ハイブリッド射出成形機市場のグローバル 10（世界シェア 10%）に”という目的を丸となって達成するためには、一層の人材交流の活発化、開発投資の効率化、経営資源の相互活用の推進が必要であるという点で一致いたしました。そして、平成 27 年 6 月、シナジー効果を最大限発揮していくためには名機製作所を完全子会社化することが最善の策であるとの考えに至り、更なる協議・検討を経て、この度、本株式交換契約を締結することになりました。

本株式交換により、名機製作所は上場廃止となりますが、激しい事業環境の変化に対する機動的な経営判断が可能となり、また中長期的な視野からの戦略的な投資、事業展開を実施することができ、こうした機動的な経営判断や戦略的投資等を通じて、企業価値の向上が期待できるものと考えております。今後、名機製作所を日本製鋼所グループにおける成形機事業の重要な子会社と位置づけ、顧客ニーズにいち早く対応できる開発・営業・サービス機能を備えた中京地区の拠点として、日本製鋼所・名機製作所両社の蓄積した技術を結集した大型成形テストやスクーリングの充実、機能部品、個別アプリケーションへの対応等を通じて先進顧客の期待に応える企業を目指してまいります。

一方、日本製鋼所におきましても、名機製作所の優れた開発要素技術を、日本製鋼所の量産標準機の機能向上にフィードバックし、技術の好循環をもたらすことにより、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

日本製鋼所の株式を取得することになる名機製作所の株主の皆様には日本製鋼所グループの企業価値向上によりこれまで以上の株主利益還元をご享受いただけるよう努めるとともに、すべてのステークホルダーの皆様のご期待に応じていきたいと考えております。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成 27 年 11 月 30 日
本株式交換契約締結日（両社）	平成 27 年 11 月 30 日
本株式交換承認臨時株主総会基準日（名機製作所）	平成 27 年 12 月 15 日（予定）
本株式交換承認臨時株主総会開催日（名機製作所）	平成 28 年 2 月 2 日（予定）
最終売買日（名機製作所）	平成 28 年 2 月 24 日（予定）
上場廃止日（名機製作所）	平成 28 年 2 月 25 日（予定）
本株式交換の予定日（効力発生日）	平成 28 年 3 月 1 日（予定）

(注1) 日本製鋼所については、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより本株式交換を行う予定です。

(注2) 上記日程は、両社の合意により変更される場合があります。

## (2) 本株式交換の方式

日本製鋼所を株式交換完全親会社、名機製作所を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、日本製鋼所については、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また名機製作所については、平成28年2月2日開催予定の名機製作所の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成28年3月1日を効力発生日として行われる予定です。

## (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	日本製鋼所 (株式交換完全親会社)	名機製作所 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.21

### (注1) 株式の割当比率

名機製作所の普通株式1株に対して、日本製鋼所の普通株式0.21株を割当て交付いたします。ただし、日本製鋼所が保有する名機製作所の普通株式12,211,000株(平成27年11月30日現在)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

### (注2) 本株式交換により交付する日本製鋼所の株式数

日本製鋼所は、本株式交換により、日本製鋼所の普通株式2,373,894(予定)株を割当て交付いたしますが、交付する普通株式は保有する自己株式(平成27年9月30日現在6,366,925株)を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、名機製作所は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により日本製鋼所が名機製作所の発行済株式の全て(ただし、日本製鋼所が保有する名機製作所の普通株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)において名機製作所が保有する全ての自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を基準時をもって消却する予定です。そのため、本株式交換により割当て交付する予定の上記普通株式数については、名機製作所が保有する自己株式(平成27年9月30日現在34,742株)に対し日本製鋼所の普通株式を割当て交付することを前提としておりません。また、同普通株式数は、名機製作所による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、日本製鋼所の単元未満株式(1,000株未満の株式)を保有することとなる名機製作所の株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている名機製作所の株式が4,762株未満である名機製作所の株主の皆様は、日本製鋼所の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。日本製鋼所の単元未満株式を保有することになる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、日本製鋼所の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

#### ① 単元未満株式の買取制度(1,000株未満の株式の売却)

会社法第192条等の定めに基づき、日本製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、日本製鋼所に対してその保有する単元未満株式を買取を請求することができる制度です。

#### ② 単元未満株式の買増制度(1,000株への買増し)

会社法第194条及び日本製鋼所の定款等の定めに基づき、日本製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、日本製鋼所に対しその保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる普通株式を売渡すことを請求し、これを日本製鋼所から買増することができる制度です。

### (注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、日本製鋼所株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる名機製作所の株主

の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、日本製鋼所が 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

名機製作所は、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行していません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

日本製鋼所及び名機製作所は、本株式交換に用いられる上記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、日本製鋼所は SMBC 日興証券株式会社（以下、「SMBC 日興証券」といいます。）を、名機製作所はみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

日本製鋼所及び名機製作所は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、日本製鋼所及び名機製作所の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、日本製鋼所及び名機製作所は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された日本製鋼所及び名機製作所の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び上場会社との関係

日本製鋼所の第三者算定機関である SMBC 日興証券及び名機製作所の第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれも日本製鋼所及び名機製作所からは独立した算定機関であり、日本製鋼所及び名機製作所の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

SMBC 日興証券は、日本製鋼所については、同社が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、名機製作所については、同社が名古屋証券取引所市場第二部に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）を用いて算定を行いました。

各評価方法による名機製作所の普通株式 1 株に対する日本製鋼所の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.19~0.20
DCF 法	0.15~0.26

なお、市場株価法においては、平成 27 年 11 月 27 日を算定基準日として、日本製鋼所については、東京証券取引所における算定基準日から遡る 1 ヶ月間及び 3 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。名機製作所については、名古屋証券取引所における算定基準日から遡る 1 ヶ月間及び 3 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を算定しております。

DCF 法においては、日本製鋼所及び名機製作所が作成した平成 28 年 3 月期から平成 30 年 3 月期の財

務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を算定しております。なお、SMBC 日興証券が DCF 法の採用に当たり前提とした、名機製作所の事業計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。具体的には、平成 29 年 3 月期の営業利益について、前事業年度と比較し、営業利益 108 百万円増を見込んでおります。これは、射出成形機の売上拡大が見込まれることによるものです。さらに、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

SMBC 日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で SMBC 日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成 27 年 11 月 27 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

また、SMBC 日興証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

日本製鋼所は、SMBC 日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、SMBC 日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

他方、みずほ証券は、日本製鋼所については、同社が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、名機製作所については、同社が名古屋証券取引所市場第二部に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価基準法を、また両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を用いて算定を行っております。

みずほ証券は、市場株価基準法においては、平成 27 年 11 月 27 日を算定基準日として、日本製鋼所については東京証券取引所、名機製作所については名古屋証券取引所における算定基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF 法においては、みずほ証券は、日本製鋼所について、日本製鋼所が作成した平成 28 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は 7.3%~8.3%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長法では永久成長率として-0.5%~+0.5%を採用しております。なお、みずほ証券が DCF 法の採用に当たり前提とした、日本製鋼所の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。他方、名機製作所については、名機製作所が作成した平成 28 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は 6.7%~7.7%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長法では永久成長率として-0.5%~+0.5%を採用しております。なお、みずほ証券が DCF 法の採用に当たり前提とした、名機製作所の事業計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。具体的には、平成 29 年 3 月期の営業利益について、前事業年度と比較し、営業利益 108 百万円増を見込んでおります。これは、射出成形機の売上拡大が見込まれることによるものです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、

個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の事業見通し及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

また、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

なお、各評価方法による名機製作所の普通株式1株に対する日本製鋼所株式の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.18～0.20
DCF法	0.11～0.22

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成28年3月1日（予定））をもって、名機製作所は日本製鋼所の完全子会社となり、名機製作所株式は平成28年2月25日付で上場廃止（最終売買日は平成28年2月24日）となる予定です。上場廃止後は、名機製作所の株式を名古屋証券取引所において取引することができなくなります。

名機製作所株式が上場廃止となった後も、本株式交換により名機製作所株主の皆様は割当てられる日本製鋼所株式は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、名機製作所株式を4,762株以上保有し本株式交換により日本製鋼所株式の単元株式数である1,000株以上の日本製鋼所株式の割当てを受ける名機製作所の株主の皆様に対しては、引続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、4,762株未満の名機製作所株式を保有する名機製作所株主の皆様には、日本製鋼所株式の単元株式数である1,000株に満たない日本製鋼所株式が割当てられます。そのような単元未満株式については金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、日本製鋼所に対し、その保有する単元未満株式を買取することを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を日本製鋼所から買増することも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2.（3）（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.（3）（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照下さい。

### (4) 公正性を担保するための措置

日本製鋼所及び名機製作所は、日本製鋼所が既に名機製作所の発行済株式数の51.85%を保有する親会社であることから、本株式交換については、その公正性を担保する必要があると判断しました。そのため、日本製鋼所は、第三者算定機関であるSMBC日興証券を選定し、平成27年11月27日付にて、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については上記（2）「算定に関する事項」をご参照下さい。なお、日本製鋼所は、SMBC日興証券から、本株式交換比率が日本製鋼所にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の取得はしていません。

他方、名機製作所は、第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、平成27年11月27日付にて、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については上記（2）「算定に関する事項」をご参照下さい。なお、名機製作所は、みずほ証券から、本株式交換比率が名機製作所にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の取得はしていません。

さらに、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、日本製鋼所は野村総合法律事務所を、名機製作所は弁護士法人大江橋法律事務所を選定し、それぞれ本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

### (5) 利益相反を回避するための措置

日本製鋼所が既に名機製作所の発行済株式数の 51.85%を保有する親会社であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

① 名機製作所における利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

名機製作所の取締役のうち、代表取締役社長である村上博司氏は日本製鋼所の執行役員を兼務しており、社外取締役である三戸慎吾氏は日本製鋼所の従業員を兼務しているため、利益相反防止の観点から、名機製作所の取締役会の本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、名機製作所の立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。

本日開催の名機製作所の取締役会では、本株式交換契約に関する議案について、名機製作所の取締役のうち村上博司氏及び三戸慎吾氏を除く出席取締役 3 名全員の賛同を得て承認可決されております。

また、上記取締役会には、監査役 3 名全員が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

② 名機製作所における利害関係を有しない第三者からの意見の取得

名機製作所は、本株式交換を検討するに当たり、支配株主である日本製鋼所と利害関係を有しない名機製作所の社外監査役であり、名古屋証券取引所に独立役員として届け出ている鈴木進也氏及び牧原徳充氏に対し、名古屋証券取引所の定める規則に基づき、(a)本株式交換の目的の合理性、(b)本株式交換の手続きの公正性、(c)本株式交換の条件の妥当性、(d) (a)ないし(c)の観点から、本株式交換が少数株主にとって不利益なものではないかに関する検討を依頼しました。両氏は、かかる検討にあたり、(i)名機製作所及び日本製鋼所から、それぞれ、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯等について説明を受け、(ii)名機製作所から、本株式交換に係る名機製作所の意思決定の方法及び過程に関する説明を受け、(iii)みずほ証券から、本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。両氏は、みずほ証券が作成した株式交換比率に関する算定書その他の本株式交換に関連する各種資料及び上記関係者から受けた説明の内容を踏まえ慎重に検討した結果、(a)本株式交換により名機製作所が日本製鋼所の完全子会社になることに伴い、人材交流の活発化や開発投資の効率化により技術提携のさらなる加速が期待でき、また、名機製作所における日本製鋼所グループの一員としての立場が明確となることにより、遊休資産活用のための選択肢の拡大や柔軟かつ相互的な組立業務の委託が可能となること等から、本株式交換は名機製作所の企業価値向上に資するものとして、その目的に合理性があること、(b)本株式交換において、名機製作所は、独立した外部専門家の助言等を受け、また、独立した第三者算定機関の株式交換比率算定書をもとに、特別利害関係人の関与を排除して慎重に検討、協議及び交渉を行っていること等から、本株式交換の手続きは公正であること、(c)独立した第三者算定機関による株式価値評価の算定方法等に不合理な点は認められず、また、本株式交換の条件は、公正と認められる交渉の結果も踏まえて決定されたと認められることから、本株式交換の条件は妥当であること、(d)前述の事項を総合的に勘案すれば、本株式交換が名機製作所の少数株主にとって不利益なものではないと判断される旨の意見書を、本日の取締役会における本株式交換契約に関する議案の審議に先立ち、平成27年11月27日付で取締役会に提出しています。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成 27 年 9 月 30 日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社日本製鋼所	株式会社名機製作所
(2) 所在地	東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号	愛知県大府市北崎町大根 2 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐藤 育男	代表取締役社長 村上 博司
(4) 事業内容	素形材・エネルギー事業、産業機械事業及び不動産その他事業	射出成形機、プレス機の製造・販売等
(5) 資本金	19,694 百万円	1,110 百万円
(6) 設立年月日	昭和 25 年 12 月 11 日	昭和 13 年 12 月 23 日
(7) 発行済株式数	371,463,036 株	23,550,000 株

(8) 決算期	3月31日	3月31日				
(9) 従業員数 (平成27年3月31日現在)	(連結) 5,225名	169名				
(10) 主要取引先	防衛省 三菱日立パワーシステムズ(株) 伊藤忠丸紅鉄鋼(株) 住友商事(株) 三井物産プラントシステム(株)	豊田通商(株) スタンレー電気(株) 日本製鋼所 市光工業(株) ジェイテクト				
(11) 主要取引銀行	(株)三井住友銀行 三井住友信託銀行(株) (株)三菱東京UFJ銀行	(株)みずほ銀行 三井住友信託銀行(株) (株)三井住友銀行				
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行 6.38% (株) (信託口) 日本トラスティ・サービス信託 3.96% 銀行(株) (信託口) 三井生命保険(株) 3.81% (株)三井住友銀行 3.38% ジュニパー 2.43% 三井住友海上火災保険(株) 2.38% 三井住友信託銀行(株) 2.19% ビービーエイチ ザ アドバイ 1.78% ザーズ インナー サークル フアンド ツー コペルニク グロ オール キャップ フア ンド 新日鐵住金(株) 1.76% (株)日立製作所 1.36%	(株)日本製鋼所 51.85% 名機製作所取引先持株会 5.19% 新行内儀春 1.58% (株)トライマックス 1.47% (株)慶祐 1.47% (株)ケーイーアイ 1.47% 明治安田生命保険相互会社 0.90% 岡邊博昭 0.87% 名機製作所従業員持株会 0.84% 北村宗弘 0.67%				
(13) 当事会社間の関係						
資本関係	日本製鋼所は、名機製作所の発行済株式数の51.85%の株式を保有しており、親会社であります。					
人的関係	日本製鋼所の出身者1名及び日本製鋼所の従業員2名が名機製作所の取締役就任しております。					
取引関係	日本製鋼所は名機製作所との間で、日本製鋼所製射出成形機の販売、一部工程の外注取引等を行っております。					
関連当事者への該当状況	名機製作所は日本製鋼所の連結子会社であり、日本製鋼所と名機製作所は相互に関連当事者に該当いたします。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	日本製鋼所(連結)			名機製作所(連結)(注)		
	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期
純資産	134,368	139,268	139,821	1,809	1,855	1,864
総資産	303,970	293,139	321,083	5,047	5,899	6,492
1株当たり純資産(円)	359.29	372.83	373.09	76.96	78.89	79.28
売上高	220,653	188,719	194,674	6,392	5,483	7,483
営業利益	16,680	8,864	8,217	235	61	133
経常利益	17,108	9,704	9,921	209	48	151



当期純利益	8,281	5,527	△3,740	179	106	65
1株当たり当期純利益(円)	22.33	14.92	△10.10	7.63	4.55	2.80
1株当たり配当金(円)	10	5	4	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 名機製作所は、連結子会社であった MEIKI (Thailand) Co.,Ltd. に関して平成 26 年 6 月 17 日付の臨時取締役会において解散を決議しております。MEIKI (Thailand) Co.,Ltd. は現在清算手続き中であり、重要性が低下したため、名機製作所は平成 27 年度 3 月期より連結財務諸表を作成しておりません。そのため、平成 27 年度 3 月期の名機製作所の経営成績及び財政状態は名機製作所単体の数値を記載しております。

## 5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1) 名称		株式会社日本製鋼所
(2) 所在地		東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名		代表取締役社長 佐藤 育男
(4) 事業内容		素形材・エネルギー事業、産業機械事業及び不動産その他事業
(5) 資本金		19,694 百万円
(6) 決算期		3 月 31 日
(7) 純資産		現時点では確定しておりません。
(8) 総資産		現時点では確定しておりません。

## 6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引に該当する見込みです。

## 7. 今後の見通し

名機製作所は既に日本製鋼所の連結子会社であるため、本株式交換による日本製鋼所及び名機製作所の業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

日本製鋼所は名機製作所の発行済株式総数の 51.85%を保有する支配株主であることから、本株式交換は、名機製作所にとって支配株主との取引等に該当します。

名機製作所が平成 27 年 9 月 11 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引条件につき、他の会社と取引を行う場合と同様に契約内容や市場価格を見ながら合理的に決定している旨を記載しています。

この点、名機製作所は、本株式交換を検討するに当たり、上記 3.(4)「公正性を担保するための措置」及び 3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、株式交換比率を決定し、本株式交換を行う予定です。よって、本株式交換は、上記コーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本株式交換について名機製作所は、取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議、検討したほか、上記 3.(4)「公正性を担保するための措置」及び 3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載の通り、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換を検討するに当たり、支配株主である日本製鋼所と利害関係を有しない名機製作所の社外監査役であり、名古屋証券取引所に届け出ている鈴木進也氏及び牧原徳充氏の両名に対し、名古屋証券取引所の定める規則に基づき、(a)本株式交換の目的の合理性、(b)本株式交換の手続きの公正性、(c)本株式交換の条件の妥当性、(d)(a)ないし(c)の観点から、本株式交換が少数株主にとって不利益なものではないかに関する検討を依頼しました。

その結果、名機製作所は、平成27年11月27日付で、鈴木進也氏及び牧原徳充氏の両名より、要旨以下のとおり、本株式交換が名機製作所の少数株主にとって不利益ではないと判断される旨の意見書を入手しております。

- 株式交換により名機製作所が日本製鋼所の完全子会社になることに伴い、人材交流の活発化や開発投資の効率化により技術提携のさらなる加速が期待でき、また、名機製作所における日本製鋼所グループの一員としての立場が明確となることにより、遊休資産活用のための選択肢の拡大や柔軟かつ相互的な組立業務の委託が可能となること等から、本株式交換は名機製作所の企業価値向上に資するものとして、その目的に合理性があること
- 本株式交換において、名機製作所は、独立した外部専門家の助言等を受け、また、独立した第三者算定機関の株式交換比率算定書をもとに、特別利害関係人の関与を排除して慎重に検討、協議及び交渉を行っていること等から、本株式交換の手続きは公正であること
- 独立した第三者算定機関による株式価値評価の算定方法等に不合理な点は認められず、また、本株式交換の条件は、公正と認められる交渉の結果も踏まえて決定されたと認められることから、本株式交換の条件は妥当であること

(参考) 両社の当期業績予想及び前期実績

日本製鋼所

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する連結当期純利益	1株当たり当期純利益
当期業績予想 (平成28年3月期)	210,000	10,500	11,000	6,700	18.24円
前期実績 (平成27年3月期)	194,674	8,217	9,921	△3,740	△10.10円

名機製作所

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
当期業績予想 (平成28年3月期)	6,500	124	100	85	3.60円
前期実績 (平成27年3月期)	7,483	133	151	65	2.80円

以上